

社会福祉法人 沖縄県視覚障害者福祉協会
役員・各種委員会委員等の報酬および費用に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人沖縄県視覚障害者福祉協会（以下「沖視協」という）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員、各種委員・講師に対する報酬及び費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬は、役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものであり、費用とは明確に区分されるものとする。
- 3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等（宿泊費を含む）の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 役員及び評議員等に対しては、職務執行の対価として別表のとおり報酬を支給するものとする。ただし、役員に対しては各年度の総額が 250,000 円を超えない範囲とし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬を支給しない。

- (1) 会長の報酬は、別表 1（報酬支払基準表）により報酬を支給する。
- (2) 役員及び評議員に対する報酬は、別表 1（報酬支払基準表）により理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。
- (3) 各種委員会委員や、講習会・研修会等、講師への報酬については、別表 1（報酬支払基準表）のとおり支給する。

(費 用)

第 4 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員及び評議員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公 表)

第 5 条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定め

る報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 15 年 11 月 27 日より施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、評議員会の承認の日（令和元年 6 月 20 日）から施行し、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1 報酬支払基準表

1 役員・評議員

規定	役員	報酬の額
第3条第1項第1号	会長	年額 65,000円
第3条第1項第2号	理事	日額 3,000円
	監事	日額 3,000円
	監事（監査）	日額 5,000円
	評議員	日額 3,000円

2 各種委員会委員等

規定	評議員・各種委員等	報酬の額
第3条第1項第3号	評議員選任・解任委員	日額 3,000円
	その他	日額 3,000円

3 講習会・研修会等講師

規定	講師等	報酬の額（1時間）	
		県内	県外
第3条第1項第3号	教授	4,000円	10,000円
	助教授	3,500円	7,000円
	国・県班長以上	3,500円	8,000円
	市町村長	4,000円	10,000円
	医師・弁護士	4,000円	10,000円
	その他	3,000円	5,000円

4 障害者社会参加促進事業の講師

奉仕員養成講習会 日額6,000円

その他各種講習会 日額4,500円